

# CAN DO

## “可能性への挑戦” 第73号

金田会計事務所通信

### 【 目標のさらなる明確化 】

日経平均株価が1989年末の過去最高値を更新しました。また熊本には台湾のTSMCが半導体の第一工場を開所しました。「失われた30年」といわれる長期低迷期を日本は脱出することができるのでしょうか。同時に国際社会では、2年を超えたロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ攻撃などが示す未解決の紛争、目標に対する取り組みが遅れる気候変動対策、経済・貿易に関しては自国優先、保護主義の高まりなどの国外の問題からも確実に影響を受けます。世界中で重要な選挙があり、特にアメリカ大統領選挙でトランプ氏が当選するかもという「もしトラ」も懸念材料です。では今年の身近な問題はどんなものがあるでしょうか。

中小企業者にとって長引く円安や物価上昇、人手不足、金利上昇の傾向など、上場企業の好調さに比べて不安要因が多く、経営者にとって引き続き気の抜けない年となりそうです。

税務関係に限れば、消費税のインボイス制度の定着、電子帳簿保存法への対応、6月、7月ごろに起こるであろう(まだ法案成立前)定額減税に伴う煩雑な源泉徴収業務など、現場への負担は相当なものです(2月に行われた堀内大阪国税局長との面談の際には現場の現状について直接話をさせていただきました)。

ですから私たち自身がすべきことはたくさんあります。人手不足をどう補うか、事業形態は今までのままでいいのかなど当たり前と考えられていたことを見直し、今年の目標を今まで以上に具体化し明確にしていかなければ乗り遅れ、置いていかれることになりかねません。大きな転換期になるのかもしれない年の戦いが始まります。



堀内大阪国税局長に  
(右から2人目)  
「皆さんに代わって言っておきました。」

金田 康良 2024年2月

# 令和6年度税制改正

令和6年度税制改正案が現在、国会で審議されています。増税項目は先送りされ、定額減税や子育て減税、賃上げ税制など影響のある改正案となっています

## 【定額減税】(減税)

本人と配偶者を含めた扶養家族 1人につき令和 6 年分の所得税 3 万円、住民税 1 万円の定額減税を行う。

### ① 適用対象者

本人の所得金額 1,805 万円(給与所得のみの場合は年収 2,000 万円)以下  
扶養親族は合計所得 48 万円以下の者

### ② 減税時期

給与所得者は 6 月支給給与の源泉徴収額から、事業所得者は 7 月の予定納税額  
から差し引く(最終は確定申告で精算)

### ③ 計算

例) 4 人家族(本人、妻、子 2 人) 所得要件を満たしているケース

本人(4 万円) + 扶養親族(4 万円 × 3 人) = 16 万円(所得税・住民税)

(注) 6 月以降の源泉所得税計算業務の負担が会社で増えることになります。

## 【子育て世帯等の住宅ローン控除の拡充】(減税)

子育て世帯・若い夫婦世帯として以下に該当する者が認定住宅等の新築等をして、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合、住宅ローン控除の借入限度額の上限を改正前のままで「認定住宅で 5,000 万円」、ZEH 水準省エネ住宅で 4,500 万円、省エネ基準適合住宅で 4,000 万円として特例の適用を行う。

また新築住宅の床面積要件も 40 m<sup>2</sup>以上とする。

### ★子育て世帯等の要件

- ①19 歳未満の扶養する子のいる世帯
- ②夫婦いずれかが 40 歳未満の世帯

## 【リフォーム減税の延長と子育て世帯等のリフォームを追加】(減税)

既存住宅のリフォーム減税の延長(令和 7 年 12 月 31 日まで)されるとともに、子育てに対応した住宅へのリフォームが追加される(令和 6 年のみ)。

### ★子育て世帯等のリフォーム:次のいずれかの要件を満たす者が行うリフォーム

- ①19 歳未満の扶養する子のいる世帯
- ②夫婦いずれかが 40 歳未満の世帯

## 【中小企業の賃上げ税制の強化】(減税・緩和)

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に青色申告書を提出する中小企業者が国内雇用者に対して給与を支給する場合、下記①の要件を満たせば給与等支給額の15%（②の要件を満たせば30%、さらに③の要件も満たせば40%、その上で④の要件も満たせば45%）の税額控除が認められる。（法人税額の20%を限度）

また5年間の繰越税額控除制度と中堅企業（資本金1億円超、従業員2,000人以下）が新設される。

$$\textcircled{1} \quad A : \frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \\ A \geq 1.5\%$$

$$\textcircled{2} \quad A \geq 2.5\%$$

③

$$B : \frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費(前期の教育訓練費)}}{\text{比較教育訓練費}} \\ B \geq 5\% \text{ (現行 10\%) } \text{かつ当期の雇用者全体の給与総額} \times 0.05\% \text{以上} \\ \text{新設部分}$$

④ 女性活躍・子育て支援（新設）

次世代育成支援対策推進法に基づいて一定の計画を達成し、申請した場合に厚生労働大臣から「子育てサポート企業」認定（くるみん以上、えるぼし2段階目以上）を受けた場合

## 【交際費等の損金算入制度の見直し・延長】(減税)

損金不算入とされる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を一人当たり10,000円（現行5,000円）以下に引き上げる。（令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用）

また現行の損金不算入の特別措置制度も3年延長

## 【中小企業者等の少額減価償却資産制度の特例の延長】(延長)

令和8年3月21日まで延長されます。

## 【消費税インボイス制度の自販機特例の帳簿記載条件の緩和】(簡素化)

消費税のインボイス制度の特例としての自販機・自動サービス使用の際で3万円未満のものについて帳簿への「住所等」の記載を不要とする。  
(令和5年10月1日以後のものに適用)

## 【外形標準課税の対象の拡大】(増税)

法人事業税の計算において「外形標準課税」の適用対象となる法人については以下の要件に該当するものとする(令和7年4月1日以後に開始する事業年度より適用)。

- ① 資本金1億円超の法人(現状)
- ② 前年度外形標準課税適用だった法人で、資本金が1億円以下となったものについては、  
**資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの**  
(減資により外形標準課税逃れを防止するものです)

★**資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える大規模法人の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものについても**  
「外形標準課税」を適用する(令和8年4月1日以後に開始する事業年度より適用)。

## 【中小企業倒産防止共済の損金算入制度の見直し】(増税?)

中小企業倒産防止共済(セーフティ共済)を令和6年10月1日以後に解約した後、**2年間**は再加入後の掛け金の損金算入はできなくなる。

## 【その他の関連税制】

- ☆特定贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年間延長
- ☆中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充等々

改正内容についてわかりやすく簡素化しておりますので不明点があれば弊事務所までお問い合わせください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : [info@kaneda-kaikei.com](mailto:info@kaneda-kaikei.com) URL : <https://kaikei.asia/>